

令和2年3月25日(水)

## 令和2年第3回宮古島市農業委員会総会議事録

議 長：ただ今から、令和2年第3回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。  
出席委員は17名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則  
第11条により総会は成立しております。

議 長：それでは、日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名についてですが、宮古島  
市農業委員会会議規則第14条の規定により、議長から指名させていただくこと  
にご異議ありませんか。

委 員：異議なし

議 長：それでは、15番：仲里長造委員、16番：砂川明寛委員をお願いいたします。  
なお、本日の会議書記には事務局職員の伊良部 哉主任主事を指名いたします。

議 長：それでは、日程第2議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを  
議題としますが、会議の運営上、有償移転、使用・賃貸借権、無償移転の順に説  
明と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：それでは、議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）につ  
いてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）は7件でございます。  
受付番号1番から7番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号1番から7番は、別紙参考資料1ページから7ページの調査書のとおり、  
農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしており  
ます。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

**議 長**：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

**議 長**：受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を1番委員をお願いいたします

**砂川委員**：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、上野庁舎から宮國集落向けのテマカハイツ住居の南側に位置し、この土地は圃場整備地区で譲受人は機械等も所有して模範的な農業者で家族経営でサトウキビ栽培農家です。

**議 長**：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を7番委員をお願いいたします。

**長濱委員**：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、伊良部の渡久地の浜の東側に位置し、譲受人は長年の農業経営で機械等も所有して、サトウキビ栽培農家です。

**議 長**：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を11番委員をお願いいたします。

**喜屋武委員**：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、中休み交差点西側に位置し、譲受人は家族経営でサトウキビ栽培農家です。

**議 長**：次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を14番委員をお願いいたします。

**仲里委員**：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、嘉手苧公民館の南側200mに位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

**議 長**：次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良2区推進委員をお願いいたします。

**與那覇推進委員**：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、荷川取漁港の北側に位置し、譲受人は有機栽培で野菜作農家です。

議 長：次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺3区推進委員にお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、西城保育所の北側1kmに位置し、基盤整備地区の土地で、譲受人は家族経営でサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野3区推進委員にお願いいたします。

友利推進委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、沖縄製糖工場の東側に位置し、譲受人は野菜農家ではあるが、この土地にはサトウキビ栽培を行うということです。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）受付番号1番から7番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）は、7件でございます。受付番号8番から14番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号 8 番から 14 番は、別紙参考資料 8 ページから 14 ページの調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

**議 長**：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

**議 長**：受付番号 8 番の現地調査の結果ならびに補足説明を 11 番委員をお願いいたします。

**喜屋武委員**：

受付番号 8 番の説明をいたします。場所は、宮原増原集落東側に位置し、譲受人は、機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

**議 長**：受付番号 9 番の現地調査の結果ならびに補足説明を 12 番委員をお願いいたします。

**奥濱委員**：

受付番号 9 番の説明をいたします。場所は友利集落から福里集落向けに位置し、譲受人はカボチャ栽培農家です。

**議 長**：受付番号 10 番の現地調査の結果ならびに補足説明を 16 番委員をお願いいたします。

**砂川委員**：

受付番号 10 番の説明をいたします。場所は、下南集落地区の西側に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

**議 長**：受付番号 11 番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良 2 区推進委員をお願いいたします。

**與那覇推進委員**：

受付番号 11 番の説明をいたします。場所は、荷川取漁港の北側に位置し、譲受人は有機栽培で野菜作農家です。

**議 長**：受付番号 12 番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良 4 区推進委員をお願いいたします。

**官平推進委員：**

受付番号12番の説明をいたします。場所は宮古島クリーンセンター東側400  
に位置し、譲受人は家族経営でサトウキビ栽培農家です。

**議 長：**受付番号13番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺3区推進委員にお願い  
いたします。

**下地推進委員：**

受付番号13番の説明をいたします。場所は、宮古空港の東側に位置し、譲受人  
は機械等も所有して、畜産業とサトウキビ栽培農家です。

**議 長：**受付番号14番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野2区推進委員にお願い  
いたします。

**下地推進委員：**

受付番号14番の説明をいたします。場所は、宮國集落の南側に位置し、譲受人  
は公務員退職して、農業経営でサトウキビ栽培を行うということです。

**議 長：**ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願い  
いたします。

**委 員：**質疑なし

**議 長：**質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、農地法第3条の規  
定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）受付番号8番から14番について、  
原案のとおり決定してよろしいですか。

**委 員：**異議なし

**議 長：**ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

**議 長：**次に、議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）について  
を議題としますが、下地1区・砂川佳弘推進委員に関する事項があるため、宮古  
島市農業委員会会議規則第12条「議事参与の制限」により、一時退席をお願い  
します。質疑・採決の終了後に入室・着席をお願いします。

《 下地 1 区推進委員退室 》

議 長：それでは改めまして、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地法第 3 条の規定による許可申請（無償移転）は 5 件でございます。  
受付番号 1 5 番から 1 9 番の説明をいたします。

（ 内容省略 ）

受付番号 1 5 番から 1 9 番は、別紙参考資料 1 5 ページから 1 9 ページの調査書  
のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満  
たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手で願  
いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第 1 号中、農地法第 3 条の規  
定による許可申請（無償移転）受付番号 1 5 番から 1 9 番について、原案のと  
おり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：日程第 2 議案第 1 号は原案どおり決定いたしました。  
では、下地 1 区推進委員の入室・着席を認めます。

《 下地 1 区推進委員入室・着席 》

議 長：次に、日程第 3 議案第 2 号、農地法第 3 条の規定による許可の取り消しにつ  
いてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

砂川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可の取り消しは1件でございます。  
受付番号1番の説明をいたします。

( 内容省略 )

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第2号、農地法第3条の規定による許可の取り消しの受付番号1番についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第4議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は、5件でございます。受付番号1番から5番の説明をいたします。

( 内容省略 )

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長：受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野2区推進委員にお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、JA 上野資材店の隣に位置し、譲受人は畜産経営で採草地の管理です。

議 長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部1区推進委員にお願いいたします。

長嶺推進委員：

受付番号2番の説明をいたします。この申請地は使用貸借の更新であり、譲受人は家族経営でサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号3番から5番の現地調査の結果ならびに補足説明を事務局にお願いいたします。

砂川事務局：

受付番号3番から5番の説明に関しては、参考資料を参照して下さい。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第5議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。



**砂川事務局：**

今月の農地利用集積計画（所有権移転）は8件でございます。  
受付番号1番から8番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

**議長：**ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

**議長：**受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を3番委員をお願いいたします

**野崎委員：**

受付番号1番の説明をいたします。申請人の譲受人は新規就農者として3年目に入り、農業専門学校等を得て農業経営に取り組むとすることで、サトウキビ栽培です。

**議長：**次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を13番委員をお願いいたします。

**田名委員：**

受付番号2番の説明をいたします。場所は、西城小学校南側500㎡に位置し、譲受人は畜産経営で採草地の管理です。

**議長：**次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺1区推進委員をお願いいたします。

**瑞慶覧推進委員：**

受付番号3番の説明をいたします。場所は、保良集落から吉野線に位置し、譲受人は20年間の農業経営で機械等も所有して、サトウキビ栽培農家です。

**議長：**次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地1区推進委員をお願いいたします。

**砂川推進委員：**

受付番号4番の説明をいたします。場所は、嘉手苧公民館の西側800㎡に位置し、譲受人は兄と一緒に葉たばこ栽培農家です。

議 長：次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地2区推進委員にお願いいたします。

上地推進委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、ツヌジ御嶽十字路から東側300mに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地3区推進委員にお願いいたします。

前里推進委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、与那覇集落から長崎海岸向けに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部2区推進委員にお願いいたします。

前泊推進委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、佐良浜集落から佐和田向けに位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部3区推進委員にお願いいたしますが、説明担当委員が欠席のため、今回は保留して来月の申請にしたいと思いますがよろしいですか。

議 長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、日程第5議案第4号は受付番号8番を除いて原案のとおり決定いたしました。

**議 長**：次に、日程第6議案第5号、農用地利用配分計画案に関する意見についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

**砂川事務局**：

今月の農用地利用配分計画案は13件でございます。受付番号1番から13番の説明をいたします。

( 内容省略 )

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

**議 長**：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。はい、11番委員

**喜屋武委員**：

農地中間管理事業では賃貸借での契約と思いますが、受付番号11番の使用貸借の説明をお願いいたします。

**農政課・新垣事務局**：

この申請地に関しては、以前賃貸借していた方が、今回の譲受人へ耕作を譲ったため、賃貸借が残っていますので、契約期間の残存分を使用貸借で貸付して、契約期間終了後には賃貸借契約を行います。

**議 長**：ほかに質疑ありませんでしょうか

**委 員**：質疑なし

**議 長**：質疑なしとのことですので採決いたします。議案第5号、農用地利用配分計画案に関する意見についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

**委 員**：異議なし

**議 長**：ご異議ないとのことですので、日程第6議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

**議 長**：休憩します。

議 長：次に、日程第7議案第6号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は、7件でございます。  
受付番号1番から7番の説明をいたします。

( 内容省略 )

以上、受付番号1番から7番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。  
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を8番委員をお願いいたします。

川満委員：

現地調査の報告をいたします。令和2年3月10日に、調査員として11番：喜屋武委員、芳山会長、事務局の川満次長、上原主任、仲間さん6名で調査しました。日程として、午前10時から午後3時30分まで現地調査を行い、午後3時40分から4時まで事務局にて調査内容調整確認会議で4条申請9件、5条申請12件、合計21件の調査の結果、特に違反等は見受けられませんでしたことを報告いたします。

受付番号1番の説明をいたします。場所は、宮古製糖伊良部工場入口に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地、その他、製糖工場・原野・障害の多い道路に囲まれた周辺農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を8番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、下地庁舎の東側上地集落内に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・公共施設等と連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を8番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、ビックワンの西側200に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業用施設と連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を8番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、伊山産業の東側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業用施設等と連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を8番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、JA あたらす市場の北側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地、農業用施設と判断しました。

議 長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明を8番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、あけぼの学園の西側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地連たん、近接市街地に隣接する周辺農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明を8番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、新城集落入口のナンコウ地坂に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地、農業用施設と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：日程第7議案第6号は原案とおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第8議案第7号、農地法第4条第1項の規定による許可後の農地転用事業変更計画承認申請についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請は、2件でございます。受付番号1番と2番の説明をいたします。

( 内容省略 )

以上、受付番号1番と2番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を事務局をお願いいたします。

上原事務局：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、県営久貝団地の北側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・団地等が連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし



議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を事務局をお願いいたします。

上原事務局：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、伊良部・長山港の西側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地その他、周辺農地のその他2種農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：日程第8議案第7号は原案どおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第9議案第8号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、12件でございます。受付番号1番から12番の説明をいたします。

( 内容省略 )

以上、受付番号1番から12番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第5条第2号各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を8番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、宮古島市民球場の北側300㎡に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地一団・集落接統一団農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を8番委員にお願いいたします

川満委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、中休み給油所十字路から北西800㎡に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地、農業用施設と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を11番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、北中学校の東側・のひなマンションの裏側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業用施設等が連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を11番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、平良中学校正門の手前に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地用途地域第一種低層住居専用地域と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を11番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、川満集落ペンション湧泉家の北側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・団地・商業用施設等と連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明を11番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、保良教会の南側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地に囲まれた集落内の農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明を11番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、南西楽園宿泊施設の横に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地その他、道路や宿泊施設等に囲まれた周辺農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに説明を11番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所は、久松小学校の裏側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業用施設等と連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号8番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号9番の現地調査の結果ならびに説明を11番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号9番の説明をいたします。場所は、アラマンダホテルの横側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地と判断しました。一時転用の申請です。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号9番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号10番の現地調査の結果ならびに説明を11番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号10番の説明をいたします。場所は、沖縄クボタ宮古支店の西側200mに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業用施設等が連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号10番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号11番の現地調査の結果ならびに説明を11番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号11番の説明をいたします。場所は、砂川小学校の西側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地一団・集落接統一団農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号11番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号12番の現地調査の結果ならびに説明を11番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号12番の説明をいたします。場所は、鏡原自動車整備工場の北側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地一団農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。この申請に関しては、内部審査会で（第1種農地は原則として不許可となる）不許可相当として認めた申請であります。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号12番に関しては不許可として決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：日程第9議案第8号は原案どおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第10議案第9号、農地法第5条第1項の規定による許可後の農地転用事業計画変更承認申請についてを議題とします。対象となる申請は先ほど承認いただいた議案第8号の中から受付番号5番となります。先ほどの承認を以て農地転用事業計画変更を承認してよろしいでしょうか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、日程第10議案第9号は原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、日程第11議案第10号、非農地証明交付申請の承認についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

下地事務局：

今月の非農地証明願は、10件でございます。受付番号1番から10番の説明をいたします。

（内容省略）

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を14番委員をお願いいたします。

仲里委員：

受付番号1番の説明をいたします。3月5日に下地地区パトロールで確認して、場所は、皆愛集落公民館の東側に位置し、申請地は岩盤が多く農地としての利用は困難と確認して非農地と判断しました。



議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を伊良部4区推進委員にお願いいたします。

島尻推進委員：

受付番号2番の説明をいたします。3月6日に伊良部地区パトロールで確認して、場所は、宮古製糖伊良部工場の東側に位置し、雑木等に覆われた状態で原野化しているため、非農地として判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を伊良部4区推進委員にお願いいたします。

島尻推進委員：

受付番号3番の説明をいたします。3月6日に伊良部地区パトロールで確認して、場所は、宮古製糖伊良部工場の東側に位置し、雑木等に覆われた状態で原野化しているため、非農地として判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号4番の説明をいたします。3月3日に平良地区パトロールで確認し、場所は、東小学校の東側に位置し、長年農地として利用しておらず雑木等が生い茂り原野化している状態のため非農地として判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号5番の説明をいたします。3月3日に平良地区パトロールで確認して、場所は、砂山リゾート入口から西側200mに位置し、森林原野化状態であるため非農地として判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号6番の説明をいたします。3月3日に平良地区パトロールで確認して、場所は、狩俣小学校の北西100㍍に位置し、原野化している状態であり非農地として判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号7番の説明をいたします。3月3日に平良地区パトロールで確認して、場所は、JTA ドーム東側300㍍に位置し、森林原野化状態であり非農地として判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号8番の説明をいたします。3月3日に平良地区パトロールで確認して、場所は、アットホームこころの北東300㍍に位置し、雑木等が生い茂り岩盤で石混じりの土地であるため非農地として判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号8番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号9番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号9番の説明をいたします。3月3日に平良地区パトロールで確認し、場所は、下崎公民館の南側100㍍に位置し、表土もなく石混じりの土地であるため非農地相当と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号9番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号10番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号10番の説明をいたします。3月3日に平良地区パトロールで確認し、場所は、下崎公民館の南側100㎡に位置し、表土もなく石混じりの土地であるため非農地相当と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号10番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：日程第11議案第10号は原案のとおり決定いたしました。

議長：次に、日程第12議案第11号、土地改良法第52条第8項の規定による土地改良事業本換地計画に対する同意についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

農村整備課

下地事務局：

土地改良事業本換地計画に対する伊良部南上原地区の同意について、別紙参考資料等を読み上げ説明して同意を得ることにしました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第11号、土地改良法第52条第8項の規定による土地改良事業本換地計画に対する同意についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：以上で、本日の議案・報告の審議は、すべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

委員：発言なし

議長：発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

委員：異議なし

議長：それでは、以上をもちまして、令和2年第3回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

令和2年3月25日（水）

会 長 芳 山 辰 巳  
15番委員 仲 里 長 造  
16番委員 砂 川 明 寛